

1 開設のながれ

無床診療所を開設する際の手続きについて説明します。

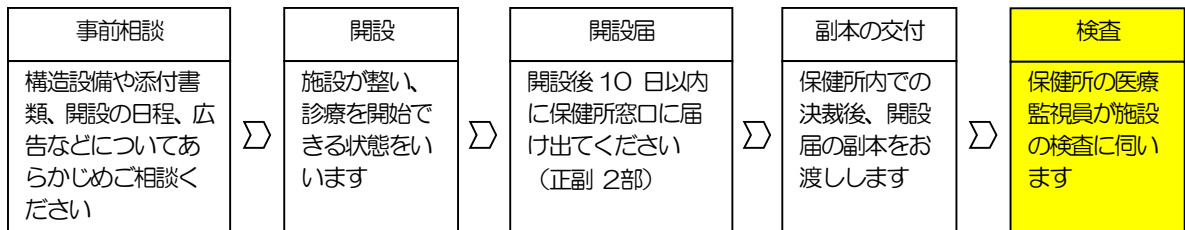
診療所開設の手続きは、臨床研修等修了医師または臨床研修等修了歯科医師（以下、医師、歯科医師と表記します）が開設する場合と非医師（医療法人等）が開設する場合とで異なります。開設した日から診療することができますが、すぐに保険診療を開始できないことがあります。

なお、有床診療所を開設する場合には、開設の手続きに先立って、東京都知事の病床設置許可を受ける必要があります。事前に下記窓口にご相談してください。

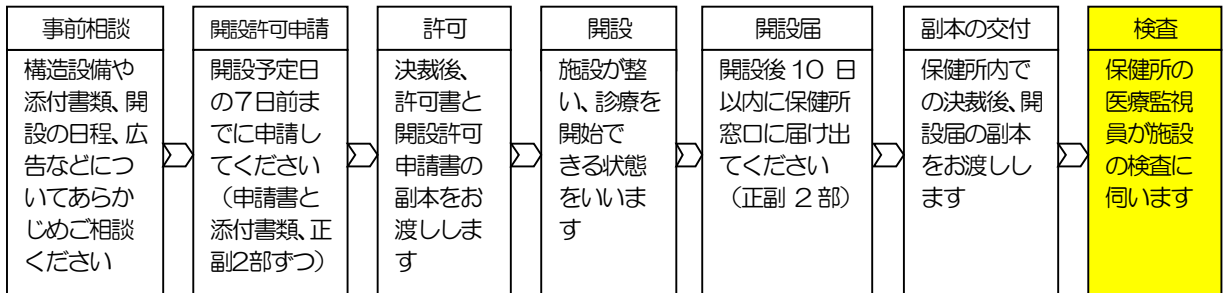
病床設置許可の申請先
東京都保健医療局医療政策部医療安全課医療担当
新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎28階 電話: 5320-4431

(1) 医療法上の手続き

① 医師・歯科医師個人が開設する場合



② 非医師・非歯科医師が開設する場合



(2) 注意事項

① 医療法人化の場合

診療所を開設した医師・歯科医師が医療法人を設立し、開設者を変更する場合は、既存の診療所を廃止し、新たに医療法人として診療所を開設することになります。

医療法人が開設許可申請を行う場合、医療法人認可を受け、法人登記手続きを終えていなければなりません。医療法人関係の手続きについては下記の窓口にお問合せください。

東京都保健医療局医療政策部医療安全課医療法人担当
新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎28階 電話：5320-4426

② 保険診療との関係

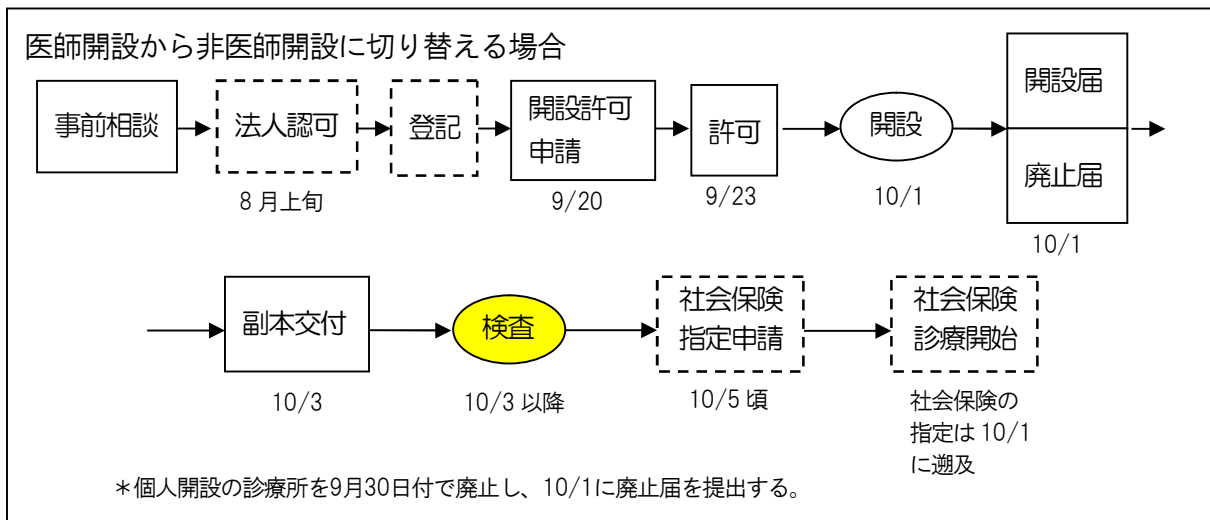
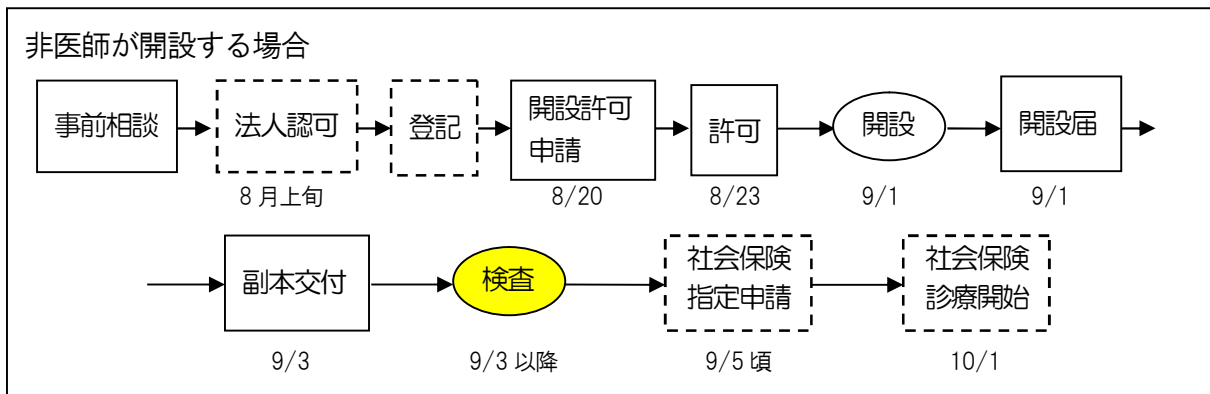
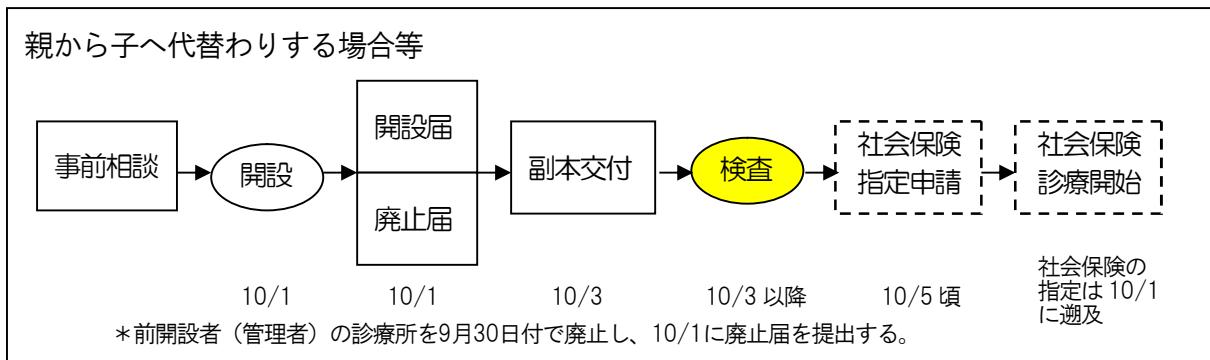
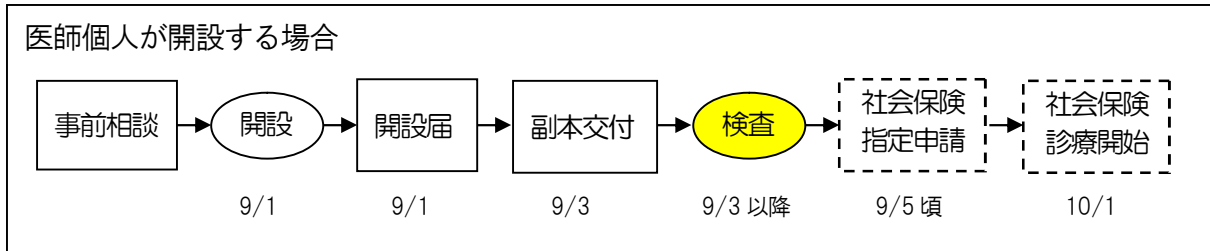
保険医療機関の指定を受けるには、厚生局事務所に申請する必要があります。

申請には開設届の副本が必要となるほか、保険医療機関としての審査もあります。申請から指定を受けるまで約1ヶ月かかり、申請受付期間が決まっていますので、早めに厚生局事務所にご相談ください。

関東信越厚生局東京事務所
新宿区西新宿 6-2 2-1 新宿スクエアタワー 11階 電話：6692-5119（代）

診療所開設のフローチャート

10月1日から社会保険診療を開始する場合を例におおよその日程を説明します。
 休日の関係などでもっと日数を要することがありますので、早めにご相談ください。



□ は保健所への手続き、□□ は関係機関への手続きです。● 検査 の時期は、施設内の設備が整いしだい、開設後に管理者立会いのもと実施します。

2 医師・歯科医師個人が開設する場合

(1) 提出書類

開設後10日以内に添付書類を添えて保健所へ提出してください。

提出書類		部数	注意事項
診療所・歯科診療所開設届		2	診療所と歯科診療所では様式が異なります。 保健所の窓口で配付している他、区のホームページからダウンロードできます。(※1)
添 付 書 類	開設者(管理者)の医師(歯科医師)の免許証・臨床研修修了登録証の写し	2	本証も提示してください。(原本照合)
	開設者(管理者)の職歴書	2	これまでの職歴と、診療所を開設した旨を記載してください。 <u>顔写真を貼付してください。</u>
	診療に従事する医師(歯科医師)の免許証・臨床研修修了登録証の写し	2	本証提示に代えることができます。
	土地の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。 (発行後6ヶ月以内のもの)
	建物の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。 (発行後6ヶ月以内のもの)
	賃貸借契約書の写し (必要に応じて)	2	土地または建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しを添付してください。 転賃による契約の場合は、所有者の転賃に関する承諾書または同意書などが必要です。
	敷地周囲の見取図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの。
	敷地の平面図	2	ビル内に開設する場合は、その階(フロア)の平面図。
	建物の平面図	2	縮尺100分の1以上のもの。 ベッド・機器類の配置、各室の用途とその面積、外気開放部の位置とその面積または換気装置の位置、手洗い設備の位置、消毒設備の位置並びに病室がある場合は、病室番号及びその病室の病床数を記入。
診療所への案内図	2	最寄の駅等から診療所までの道順がわかるもの。	

※1 区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから オンラインサービス(申請書ダウンロード) → 健康衛生(保健所) → 診療所開設届・歯科診療所開設届 の順にアクセスしてください。

(2) 診療所の開設者・管理者に関する規定(抜粋)

① 開設者に関する規定

- * 診療所を開設したときは、開設後10日以内に区長に届け出なければなりません。(医療法第8条)
- * 原則として開設者自らが管理者にならなければなりません。(法第12条第1項)

② 管理者に関する規定

- * 原則として他の病院や診療所の管理者を兼ねることはできません。(法第12条第2項)
- * 患者が病院等の選択を行うために必要な情報(医療機能情報)を都知事に報告する義務があります。また、医療機能情報を記載した書面などを患者等が閲覧できるように診療所内に備えてください。(法第6条の3)
- * 「医療の安全を確保するための指針の策定」「従事者に対する研修の実施」など、医療の安全を確保するための措置を講じる義務があります。(法第6条の12)
- * 管理者は、その診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従事者を監督し、業務の遂行に必要な注意を払う義務があります。(法第15条)

3 法人が開設する場合

法人が診療所を開設できるのは、「医療法人等の営利を目的としない法人が開設する場合」か「株式会社等が社員の福利厚生等の非営利目的で開設する場合」に限られ、事前に開設許可を受けなければなりません。（※2）

申請後、保健所で書類等の審査を行い、決裁後、許可書が交付されます。

許可後、半年以内に開設し、開設後10日以内に開設届を提出してください。

（診療所開設許可申請書）

提出書類	部数	注意事項	
診療所開設許可申請書	2	診療所と歯科診療所では様式が異なります。 保健所の窓口で配付している他、区のホームページからダウンロードできます。（※3） 手数料(19,030円)は現金でご用意ください。	
添付書類	法人の定款（写）	2	医療法人の場合は、開設許可を受けようとする診療所が記載されていること。
	法人の登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	2	医療法人の場合は目的の欄に、開設許可を受けようとする診療所が記載されていること。2通のうち1通は写しでもかまいません。（発行後6ヶ月以内のもの）
	土地の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。 （発行後6ヶ月以内のもの）
	建物の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。 （発行後6ヶ月以内のもの）
	賃貸借契約書の写し （必要に応じて）	2	土地または建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しを添付してください。 転賃による契約の場合は、所有者の転賃に関する承諾書または同意書などが必要です。
	敷地周囲の見取図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの。
	敷地の平面図	2	ビル内に開設する場合は、その階（フロア）の平面図。
	建物の平面図	2	縮尺100分の1以上のもの。 ベッド・機器類の配置、各室の用途とその面積、外気開放部の位置とその面積または換気装置の位置、手洗い設備の位置、消毒設備の位置並びに病室がある場合は、病室番号及びその病室の病床数を記入。
診療所への案内図	2	最寄の駅等から診療所までの道順がわかるもの。	

※2（法第7条第1項）

医師法第16条の4条第1項の規定による登録を受けた者（臨床研修等修了医師）及び 歯科医師法第16条の4条第1項の規定による登録を受けた者（臨床研修等修了歯科医師）でない者が診療所を開設しようとするときは、その開設地の区長の許可を受けなければならない。

医療法人以外の法人による診療所開設を検討している場合、医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認のため、上記以外の必要書類がありますのでご相談ください。

※3 区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから オンラインサービス（申請書ダウンロード）→ 健康衛生（保健所）→ 診療所開設許可申請書・歯科診療所開設許可申請書 の順にアクセスしてください。

(診療所・歯科診療所開設届)

提出書類		部数	注意事項
診療所・歯科診療所開設届		2	保健所の窓口で配付している他、区のホームページからダウンロードできます。(※4)
添付書類	開設者(管理者)の医師(歯科医師)の免許証・臨床研修修了登録証の写し	2	本証も提示してください。(原本照合)
	管理者の職歴書(顔写真付)	2	これまでの職歴と医療法人の場合は医療法人の理事・管理者に就任していることがわかるもの。(※5)
	診療に従事する医師(歯科医師)の免許証・臨床研修修了登録証の写し	2	本証提示に代えることができます。

※4 区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから オンラインサービス(申請書ダウンロード) → 健康衛生(保健所) → 診療所(歯科診療所又は助産所)開設届(法人等用)の順にアクセスしてください。

※5 管理者が法人の理事であることが定款の写しや法人登記事項証明書に記載されていない場合は、法人役員変更届の写し(行政機関の受付印のあるもの)も併せて提出してください。(医療法第47条)

4 診療用エックス線装置を設置する場合

診療用エックス線装置を設置する場合は、「診療用エックス線装置備付届」を開設届提出の際、または、設置後10日以内に提出してください。決裁後に副本を返却し、検査時期を決定します。なお、エックス線装置が2台以上ある場合は、それぞれの装置ごとに提出してください。

(1) 診療用エックス線装置備付届

提出書類		部数	注意事項
診療用エックス線装置備付届		2	保健所の窓口で配付している他、区のホームページからダウンロードできます。(※6)
添付書類	エックス線診療室の平面図及び側面図	2	エックス線の照射方向、エックス線管から天井・床・周囲の画壁の外側までの距離(メートル)、防護物の材料と厚みを記入した50分の1の縮図です。 隣接する部屋と、上階・下階にある部屋の室名、周囲の状況を明記してください。 管理区域の標識や使用中のランプ等の位置も記入してください。
	漏えい放射線測定結果報告書(写)	2	本証提示に代えることができます。

※6 区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから オンラインサービス(申請書ダウンロード) → 健康衛生(保健所) → 診療用エックス線装置備付届 の順にアクセスしてください。

(2) エックス線装置を設置する場合の注意事項

- ① 放射線防護がなされ、かつ、別に操作する場所を設けてください。(医療法施行規則第30条の4第2項)
- ② エックス線室の標識と放射線管理区域の標識を付けてください。(規則第30条の4第3項、第30条の16)
- ③ 従事者と患者への注意事項をそれぞれ見やすい場所に掲示してください。(規則第30条の13)
- ④ エックス線装置を使用しているときは、エックス線室の出入口に使用中である旨を表示してください。(規則第30条の20第2項)
- ⑤ 移動式のポータブル装置でも、主に診察室等で使用する場合は、エックス線防護装置を設けてください。
- ⑥ 医療法施行規則で、エックス線装置の基準が定められています。中古のエックス線装置を備え付けた場合や、既存エックス線装置を移設する場合も現在の基準が適用されます。
- ⑦ エックス線装置は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧:薬事法、以下医薬品医療機器等法という。)が定める管理医療機器に該当します。診療所の管理者には「診療所に存する医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない」という義務があります。(規則第14条)

5 構造設備

診療所・歯科診療所の構造設備には規定が設けられています。開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

(1) 無床診療所・有床診療所に共通の規定

1. 診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること。
例) ①診療所を居宅内に開設する場合、診療所と居宅の出入口が別があり、廊下等を共有することなく明確に区画すること。
②ビル内に診療所がある場合、ビルの階段・廊下等と明確に区画すること。
2. 医療機関の各施設は、原則として構造上の一体性を保つこと。
例) ①道路をはさんでの構造は、原則認められない。
②雑居ビル等の数階にわたって開設される場合、医療施設の専用経路(専用階段等)を確保することが望ましい。
3. 原則として、各室が独立していること。
4. 各室の用途が明示され、病室に病室番号及び定床数が明示されていること。(医療法施行細則第15条)
5. 診察室等各室の標準床面積は、下記のとおり。
診察室：1室あたり9.9㎡以上、待合室：1室あたり3.3㎡以上、
歯科治療室：1セットの場合6.3㎡以上・2セット以上は1セットあたり5.4㎡以上、
調剤室：1室あたり6.6㎡以上、分娩室：1室あたり9.9㎡以上
6. 診察室に関する規定
 - ① 1室で多くの診療科を担当しないこと。
 - ② 小児科については、単独の診察室を設けることが望ましい。
 - ③ 他の室と明確に区画されていること。他の室への通路となるような構造でないこと。
 - ④ 診察室と処置室を兼用する場合は、処置室として使用する部分をカーテン等で区画することが望ましい。
 - ⑤ 患者のプライバシー保護に努めること。
 - ⑥ 診察室は、医師1人につき1室が望ましい。
 - ⑦ 給水設備があることが望ましい。
7. 歯科治療室に関する規定
他の室と明確に区画されていること。他の室への通路となるような構造でないこと。
8. 調剤室に関する規定 [院内処方を行う場合]
 - ① 採光、換気を十分にし、かつ清潔を保つこと。(医療法施行規則第16条第1項第14号イ)
 - ② 冷暗所(又は冷蔵庫)を設けること。(規則第16条第1項第14号ロ)
 - ③ 感量10mg及び500mgの天秤を備え付けること。ただし、分包調剤の薬品のみを取扱い、他は処方

箋を発行する場合などは実情に応じて処理してよい。（規則第16条第1項第14号ハ）

- ④ 鍵のかかる貯蔵設備（麻薬保管用金庫等）を設けること。〔指導基準〕
 - ⑤ 調剤室と他の室との間には、隔壁を設けること。〔指導基準〕
9. その他の規定〔指導基準〕
- ① 暖房設備は、診察室、処置室、エックス線室及び待合室に設けること。
 - ② 医療法施行規則16条第1項に定めるもののほか、診療所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。

（2）有床診療所に関する規定

診療所に病床を設けようとするときは、都知事の許可（設置許可）を受けなければなりません。また、診療を開始する前に保健所で使用許可を受けなければなりません。

1. 病室に関する規定

- ① 1室の病床数は10床以下とすること。ただし、未熟児室はこの限りでない。
- ② 床面積は、患者1人を収容するものにあつては6.3㎡以上、患者2人以上を収容するものにあつては患者1人あたり4.3㎡以上とする。ただし、小児だけを収容する場合は、基準床面積の2/3以上とすることができるが、1室の床面積が6.3㎡以下であつてはならない。療養病床は4床以下とし、床面積は6.4㎡以上とすること。（医療法施行規則第16条第1項第2号、第3号イ、ロ、第4号）
- ③ 採光面積は、病室の床面積の1/7以上とすること。（建築基準法施行令第19条第3項）
- ④ 換気のための窓及びその他開口部の面積は、病室の床面積の1/20以上とすること。ただし、機械換気設備等の換気装置を設けている場合はこの限りでない。（建基法第28条第2項）
- ⑤ 天井高は、2.1m以上とすること。（建築基準法施行令第21条）
- ⑥ 病室は、地階または3階以上に設けてはならない。ただし、放射線治療病室は、地階に設けることができる。また、建物の主要構造部が耐火建築の場合は、3階以上に病室を設けることができる。（医療法施行規則第16条第2号）
- ⑦ 未熟児室は小児病室であり、新生児室は病室ではないが、小児病室に準じること。
- ⑧ 階段室内に出入口のある病室を設けることは望ましくない。

2. 階段に関する規定

- ① 2階以上の階に病室がある場合は、患者の使用する屋内直通階段を2以上設けること。ただし、患者の使用するエレベータが設置されているもの又は、2階以上の各階で病室の床面積の合計が50㎡（主要構造部が耐火建築のものは100㎡）以下のものは、1とすることができる。（医療法施行規則第16条第8号）
- ② 患者10人以上の収容施設を有する診療所の屋内直通階段の構造は、階段及び踊場の幅は内法で1.2m以上、けあげは20cm以下、踏面は24cm以上とし、手すりを設けること。（規第16条第9号）
- ③ 3階以上の階に病室がある場合は、避難階段を2以上設けること。ただし、屋内直通階段の構造が建築基準法の避難階段としての構造を持つ場合にはこの直通階段を避難階段の数に算入できる。（規第16条第10号）

3. 廊下に関する規定（患者10人以上の収容施設を有する診療所に適用される）

患者が使用する廊下の幅は、内法で1.2m以上とし、両側に居室のある廊下（中廊下）の幅は、内法で1.6m以上とすること。（規第16条第1項第11号）

4. その他の規定

- ① 産科（産婦人科）を標榜する診療所は、新生児入浴施設を設けること。
- ② 消毒施設、汚物処理施設、便所またはその他の汚物だめは、病室、食堂、調理室または配膳室から相当の間隔を保って設けること。
- ③ 暖房設備は、診察室、処置室、手術室、病室、エックス線室、分娩室、新生児入浴施設及び待合室に設けること。

6 開設にあたっての注意事項

開設にあたっての注意事項は以下のとおりです。

(1) 医療従事者に関する規定

- ① 医師が常時3人以上勤務する診療所は専属の薬剤師を置かなければなりません。(医療法第18条)
- ② 免許職種については、常勤・非常勤にかかわらず全て届け出てください。

(2) 名称に関する規定

誰が見ても診療所と判断できる、わかりやすい名称にしてください。

→診療所の名称として好ましくない語句の例

- * 優良等他の診療所等より優れていると思わせるような語句
- * ○○会 等個人開設であるにもかかわらず法人と誤認させるような語句
- * ○○病院診療所・□□病院分院 等、病院と紛らわしい語句

→診療所の名称として使用できる語句の例

- * 医師の名 * 診療科目 * ビルの名称 * 町名

(3) 院内掲示義務 (医療法第14条の2)

診療所内の受付等、患者が見やすい場所に次に掲げる事項を掲示しなければなりません。

- ① 管理者の氏名
- ② 診療に従事するすべての医師・歯科医師の氏名
- ③ 診療に従事するすべての医師・歯科医師の診療日及び診療時間

(4) 医療広告に関する規定 (医療法第6条の5)

医療機関に関する規定は以下のとおりです。

詳しくは「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針」(医療広告ガイドライン)を参照してください。

○医療法における病院等の広告規制について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/index.html>

1. 虚偽の広告をしてはならない(虚偽広告)
2. 広告の内容及び方法の基準
 - ①他の病院や診療所と比較して優良である旨の広告をしないこと(比較優良広告)
 - ②誇大な広告をしないこと(誇大広告)
 - ③公の秩序又は善良な風俗に反する内容を広告しないこと
 - ④患者等の主観に基づく体験談は認められない
 - ⑤治療等の前又は後の写真等は医療に関する広告としては認められない
3. 次に掲げる事項以外については広告してはならない(厚生労働省令で定める場合を除く)
 - ① 医師・歯科医師である旨
 - ② 診療科名(※広告できる診療科名は、法令で定められています)
 - ③ 診療所の名称・電話番号・住所・管理者氏名
 - ④ 診療日若しくは診療時間または予約による診療の有無
 - ⑤ 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた診療所または医師(歯科医師)である場合にはその旨
 - ⑥ 地域医療連携推進法人の参加病院等である場合にはその旨
 - ⑦ 入院設備の有無・病床の種別ごとの数・医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの従事者の員数・その他診療所の施設、設備、従事者に関する事項
 - ⑧ 診療に従事する医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他の当該医療従事者に関する事項であって医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

- ⑨ 患者または家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置、その他の診療所の管理または運営に関する事項
- ⑩ 紹介をすることができる他の病院・診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供するものの名称、これらの者との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の連携に関する事項
- ⑪ 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、第6条の4第3項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項
- ⑫ 当該診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る）
- ⑬ 当該診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者数、入院患者数など
- ⑭ その他前各号に掲げる事項に準じるものとして厚生労働大臣が定める事項

平成30年6月1日から医療機関のウェブサイト等についても、他の広告媒体と同様に規制の対象とし、虚偽又は誇大等の表示を禁止することとなりました。

広告できる内容は医療法第6条の5で定められたもののみですが、ウェブサイト等で下記の要件を満たした場合は、広告可能事項の限定を解除することができます。

- ①医療に関する適切な選択に資する情報であって患者自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること。
- ②表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること。
- ③自由診療に係る通常必要とされる治療の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること。
- ④自由診療に係る治療等に係る主なりスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること。

7 その他

申請書や届出書などの用紙類は、担当窓口で配布しているほか、区のホームページからダウンロードできます。

区のホームページからダウンロードする場合は、トップページから オンラインサービス（申請書ダウンロード）→ 健康衛生（保健所）の順にアクセスしてください。

（1）変更等の手続き

診療所・歯科診療所の届出内容を変更する場合は、事前に「変更許可申請」を行う場合と変更後に「開設届出事項一部変更届」を提出する場合があります。

1. 事前に変更許可が必要な事項

① 法人開設の診療所・歯科診療所が次の事項を変更する場合

変更事項	部数	提出書類
＊開設の目的、維持の方法 ＊従業員の定員 ＊敷地の面積 ＊建物の構造概要 ＊歯科技工室の構造概要	2	開設許可事項一部変更許可申請書（※1）

※1 敷地・建物の構造概要変更部分を赤枠等で明示した新・旧平面図を2部ずつ添付してください。ただし、室の用途のみを変更する場合は、一枚の図面に新・旧の用途を明示してもかまいません。

② 有床診療所の構造設備や病床数を変更する場合（※2）

有床診療所の構造設備を変更する場合は、構造概要の変更手続きに加え使用許可手続きが必要です。

開設者	部数	提出書類
医師・歯科医師	各2	開設許可（届出）事項一部変更届（※3） 開設許可（届出）事項一部変更使用許可申請書（※4）
非医師・非歯科医師	各2	開設許可事項一部変更許可申請書（※3） 開設許可（届出）事項一部変更使用許可申請書（※4）

※2 病床を増やす場合は、事前に都の病床設置許可事項一部変更許可が必要です。詳細は東京都医療安全課医務係にお問い合わせください。（1頁参照）

※3 敷地・建物の構造概要変更部分を赤枠等で明示した新・旧平面図を2部ずつ添付してください。

ただし、室の用途のみを変更する場合は、一枚の図面に新・旧の用途を明示してもかまいません。

※4 病床を廃止し、無床診療所に変更する場合、使用許可申請は不要です。

2. 変更後10日以内に届出が必要な事項

① 開設者住所・氏名、施設名称・住居表示

変更事項	部数	提出書類
＊開設者の住所・氏名 （法人の場合は主な事務所の所在地・名称 ※5） ＊診療所・歯科診療所の名称、住居表示（※6）	2	開設許可（届出）事項中一部変更届

※5 定款又は寄付行為の写しと登記簿謄本を添付してください。

※6 移転の場合は、廃止・開設の手続きを要します。

② 医師・歯科医師が開設する無床診療所の構造設備

詳細は事前に相談してください。

変更事項	部数	提出書類
＊敷地の面積、平面図 ＊建物の構造概要、平面図 ＊歯科技工室の構造概要	2	開設許可（届出）事項一部変更届（※7）

※7 敷地・建物の構造概要変更部分を赤枠等で明示した新・旧平面図を2部添付してください。

ただし、室の用途のみを変更する場合は、一枚の図面に新・旧の用途を明示してもかまいません。

③ 診療科目・診察日・診察時間

変更事項	部数	提出書類
＊診療科目 ＊診察日、診察時間	2	開設許可（届出）事項一部変更届（※8）

※8 麻酔科を標ぼうする場合は、標榜許可書の写しを添付してください。また、新たに標ぼうしようとする診療科の診察室が必要となることがあります。（9頁※1参照）

④ 従事者

変更事項	部数	提出書類
＊医師・歯科医師（※9） ＊看護師、歯科衛生士、薬剤師等の 医療従事者（※10） ＊その他の従事者（※10）	2	開設許可（届出）事項一部変更届（従事者用）（※11）

※9 臨床研修等修了登録証・免許証の写しを添付してください。

※10 薬剤師、助産師は免許証の写しを添付してください。それ以外の職種は添付の必要はありません。

※11 医療従事者（医師・歯科医師・看護師・歯科衛生士・薬剤師等）は職名・氏名・免許証番号・登録年月日を記載してください。医師・歯科医師は摘要欄に担当診療科名、診療日時を記載してください。

⑤ 管理者

法人開設の場合は、管理者を変更することができます。(医療法人の代表者【理事長】の変更は届け出る必要はありません。)

変更事項	部数	提出書類
*施設の管理者(院長)	2	開設許可(届出)事項一部変更届(※12)

※12 添付書類は次の2種類(医療法人は3種類)です。

- *免許証・臨床研修等修了登録証の写し(本証も提示してください)。
- *職歴書(顔写真を添付し、管理者に就任していることを記載してください)。
- *医療法人の場合は理事に就任していることがわかる書類(行政機関の受付印のある法人役員変更届の写しを添付してください)。

⑥ エックス線装置

変更事項	部数	提出書類
*エックス線装置の製作者名、型式、台数 *エックス線高圧発生装置の定格出力 *エックス線障害防止に関する構造設備及び予防措置	2	診療用エックス線装置に関する変更届(※13)
*エックス線室の廃止 *エックス線室の移転	2	診療用エックス線装置廃止届

※13 エックス線装置の更新・追加、装置や室内の構造設備に係る変更は、「診療用エックス線装置備付届」も提出してください。(本冊子5頁参照)

(2) 診療所廃止届・開設者死亡(失そう)届

診療所を廃止した場合は10日以内に「廃止届」を提出してください。

また、開設者(個人)が死亡し、または、失そう宣告を受けた場合は、その事実が発生した日から10日以内に「診療所開設者死亡(失そう)届」を提出してください。「廃止届」の提出は不要です。

変更事項	部数	提出書類
廃止届	2	廃止の理由(移転や完全廃止等)、廃止年月日を記載します。
死亡(失そう)届	2	死亡診断書又は除籍抄本等を添付します。

※「廃止届」の様式は担当窓口で配布しているほか、区のホームページからダウンロードできますが、「死亡(失そう)届」の様式は窓口配布のみになります。

担当・問い合わせ

〒133-0052

東京都江戸川区東小岩3-23-3

(小岩健康サポートセンター内)

江戸川区 健康部 生活衛生課 医務衛生係

TEL: 03-3658-3177 FAX: 03-3671-5798

令和5年7月1日現在